

議第 86 号

高島市立保育園設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

高島市長 福 井 正 明

高島市立保育園設置条例の一部を改正する条例

高島市立保育園設置条例（平成 27 年高島市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

題名中「高島市立保育園」の次に「および小規模保育園」を加える。

第 1 条中「高島市立保育園（以下「保育園」という。）」の次に「および同法第 6 条の 3 第 10 号に規定する小規模保育事業所として、高島市立小規模保育園（以下「小規模保育園」という。）」を加える。

第 2 条中「別表」を「別表 1」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 小規模保育園の名称および位置は、別表 2 のとおりとする。

第 3 条第 1 項中「保育園」の次に「および小規模保育園（以下「保育園等」という。）」を加える。

第 4 条中「保育園」を「保育園等」に改める。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 小規模保育園に入園し、第 3 条第 1 項第 1 号の保育を受けることのできる資格を有する者は、前項の児童のうち 4 月 1 日時点の年齢が満 3 歳未満の児童とする。

第 6 条第 1 項中「保育園」を「保育園等」に改める。

別表中高島市立今津東保育園の項を削り、同表を別表 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表 2（第 2 条関係）

名称	位置
高島市立今津東保育園	高島市今津町住吉二丁目 1 6 番地 5

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(高島市一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正)

2 高島市一時預かり事業の実施に関する条例（平成17年高島市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第39条第1項に規定する保育所（以下「保育園」という。）」の次に「および法第6条の3第10号に規定する小規模保育事業所（以下「小規模保育園」という。）」を加える。

第2条および第4条中「保育園」の次に「、小規模保育園」を加える。